

教育に関する事務の点検及び評価報告書
(平成 25 年度・実施施策)

平成 26 年 12 月

久御山町教育委員会

1 はじめに

地方公共団体は、人口減少（少子化）や超高齢化の急速な進行、景気低迷による税収鈍化、本格化する地方分権型社会や市町村合併、指定管理者制度をはじめとした「官から民へ」の流れ、また、高度化・多様化する住民ニーズなど、さまざまな情勢の変化による対応が求められています。

こうした社会情勢にあって、本町では平成19年9月に市町村合併については、当分の間は合併をしないとした方向性を示すなかで、強固で持続可能な行財政基盤の構築を図っていくこととしたところです。

また、持続可能な行財政運営を行うため、無駄な歳出を削減し、さらなる行政のスリム化を図るなかで質の高い住民サービスを行う必要があることから、平成18年3月に策定した「久御山町第3次行政改革大綱」並びに「久御山町集中改革プラン」に改革プログラムの一つとして、事務事業の再編・整理・廃止・統合をおこなっていくこととし、その手法として『行政評価』の導入を掲げ、平成19年度から取り組みを進めています。

『行政評価』とは、行政の仕事の現状と成果を確認・分析し、改善・改革を図るための仕組みとなるものです。従来は、行政では予算編成（Plan）を重視し、事業実施（Do）後においては、決算などを十分にチェックすることが少なかったと考えられます。そこで、事業を Plan（計画・予算）—Do（実施）—Check（評価）—Action（改善）の流れで捉え、実施結果をその計画に基づき評価し、以後の改善に結びつけようとする「P D C Aサイクル」という考え方があります。

行政評価の取り組みは、これまでの Plan—Do 偏重の行財政運営から Check と Action の機能をより充実させ次の Plan に結びつける、行財政運営システムを改革するための取り組みです。

2 教育委員会の点検・評価について

先述の取り組みの中、平成19年6月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が成立、公布され、平成20年4月1日から施行されたことに伴い、教育委員会は毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに公表し、また、点検及び評価を行うにあたっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図ることとなっています。

このような中、平成20年度から必要となった教育委員会の調査及び評価については、久御山町第4次総合計画の施策体系に基づき、中長期的な視点で、『進捗状況は順調か』、『施策を実現するための最適な手段や手法が行なわれているか』を教育委員会で分析・評価点検を行い、次頁からの「施策評価シート」を作成しました。

3 評価の項目～施策評価～

(1) 基本的な項目

- ①総合計画上の位置付け
- ②成果目的、施策の実施期間
- ③総合計画策定時の課題（目標設定の背景）
- ④現在までの社会情勢・法制度の変化
- ⑤主な事務事業の取組み内容
- ⑥施策の指標等（年度別成果指標実績値・計画値、事業費）

(2) 分析項目

- ①成果目的の達成度
- ②成果目的の達成されている理由、達成されていない理由は
- ③事務事業の構成・内容の妥当性
- ④事務事業の事業費・事業効果の妥当性、見直しの必要性の理由は
- ⑤最適手段の分析（施策の方向性に対する事務事業の取組方針）
- ⑥今後発生が予測される課題（法制度・社会情勢の変化）
- ⑦施策の方向性（今後の課題への対策や方針）

4 外部評価（指導及び助言）

教育委員会の意思決定や事務事業の取り組みが施策を達成するという視点から客観的にみて適正であったか、また、今後はどのように取り組むべきか、教育委員会が点検及び評価を行った事項について、指導及び助言をお願いしました。

- 施策の進捗状況を評価
- 施策の進捗状況は妥当か
- 施策を構成する事務事業の取組み経過は妥当か
- 財政的制約や人員配置の制約を踏まえた施策や事務事業の優先順位は
- 特に拡充や縮小、終了すべき施策や事務事業の根拠は何か

5 施策の点検及び評価の結果

平成25年度 久御山町教育委員会 施策・事務事業一覧表

総合計画	施策名	施策 成果目的	事務事業名
1 就学前教育	就学前教育の充実	幼稚園・保育所と小学校との接続・連携の強化並びに就学前教育の充実を図るとともに、すべての子どもに就学前教育の機会を等しく提供する。	幼保一体的運営事業 幼稚園施設整備事業 保育所施設整備事業 幼稚園施設維持管理事業 保育所施設維持管理事業 幼稚園運営事業 保育所運営事業 保育所給食運営事業
2 学校教育	学力の充実・向上	中学3年生の希望進路の実現を目指すとともに、自尊心・自律心を持ち、自ら未来を切り開く生徒、生きる力の基となる学力や人権感覚、健康と体力を備えた生徒の育成を目指す。	学び推進事業 久御山学園推進事業 学力向上対策事業 学校図書館事業
3 学校教育	教育内容の充実	国際社会に生きる人材育成や高度情報化社会に対応した情報活用能力育成など個に応じた教育的ニーズに応えられる教育を推進する。また、就学指導や教育相談機能を充実し、児童生徒一人ひとりが自立し社会参加できる資質づくりや能力を育てる。	国際理解教育推進事業 学校情報教育環境整備事業 特別支援教育推進事業 教育相談事業
4 学校教育	教育施設・環境の整備	安全で安心して学べる教育環境づくりを推進するため、小・中学校施設の整備や教材備品の充実に努めるとともに、児童生徒の登下校時の安全を確保するため、交通指導員や安全パトロール員の配置を行う。	学校施設維持管理事業 学校施設整備事業 教材整備事業 交通指導員・パトロール員配置事業 学校運営補助事業 学校運営補助事業(芝生化) 学校運営補助事業(中学校給食等の導入) 学校給食運営事業

5 学校教育	学校・家庭・地域が連携した教育の推進	学校・家庭・地域が連携し、開かれた学校づくりを通して教育の活性化を図る。	中学校クラブ支援事業
			学校運営協議会事業
6 青少年育成	青少年の健全育成	地域社会に关心を持ち、お互いに交流しながらさまざまな活動に積極的に参加し、主体的に行動できる青少年の育成に努める。	社会教育団体(青少年育成等)補助事業
			子ども居場所づくり事業
7 社会教育	生涯学習の推進	'生涯学習推進計画'に基づく、生涯学習の推進体制の充実や活動支援、指導者等の育成、学習施設の充実、多彩なプログラムの整備を図り、生涯学習のまちづくりを推進する。	ふれあい交流館運営事業
			生涯学習推進事業
			成人式実施事業
			中央公民館運営事業
			図書館運営事業
			町民文化祭事業
			いきがい大学実施事業
8 スポーツ	スポーツ活動の振興	スポーツ施設の充実や指導者、関係団体等の育成など、子どもから高齢者まで気軽に楽しめる生涯スポーツの振興に努める。	社会体育活動支援事業
			総合体育館運営事業
			町民プール運営事業
			くみやまマラソン大会支援事業
			町民運動会等体育大会事業
9 文化	歴史文化の継承と活用	歴史文化の保存・継承とその活用を図るとともに、芸術・文化にふれ合える機会の充実に努めるなど、文化の香り高いまちづくりを目指す。	文化財保護事業
			歴史文化推進事業
			山田家住宅長屋門等保存・活用事業
10 人権・平和	人権・平和教育の推進	人権啓発活動や相談体制の充実、平和理念の啓発や平和教育、人権教育の推進など住民一人ひとりの問題として、人権と平和を尊重する社会を構築する。	人権教育推進事業
			平和学習推進事業

11 子育て支援	子育て支援の充実	<p>未来を担う子どもたちが心身とともに健康に育ち、保護者が安心して働ける環境や、喜びを感じ、期待を持って楽しく子育てができるまちを目指す。</p>	学校就学援助事業
			学校保護者負担軽減事業
			留守家庭児童育成事業
			幼保保護者負担軽減事業
			幼稚園就園援助事業
			病後児保育事業
			家庭教育推進事業

施策名： 1 就学前教育の充実

1. 施策の基礎情報			担当課	学校教育課			
総合計画上の位置付け	編	第3編 豊かな心とたくましく生きる力を育む教育のまちづくり					
	章	第1章 確かな学力と豊かな心を育む教育を推進する					
	節	第1節 就学前教育					
成果目的	幼稚園・保育所と小学校との接続・連携の強化並びに就学前教育の充実を図るとともに、すべての子どもに就学前教育の機会を等しく提供する。						
施策の実施期間	平成 18 年度 ~ 平成 27 年度						
総合計画策定期の課題	子どもの生活環境の変化や保護者の子育て環境などにより、子どもの「生きる力」が低下するなど大きな社会問題となっている。この「生きる力」の基礎を育成することを目標とし、幼児期から中学校卒業までを見通した一貫した教育を推進する。						
現在までの社会情勢 ・法制度の変化	少子化や核家族化、女性の社会参加の機会の拡大や就労形態の多様化など社会の変化は、就学前の子どもたちを取り巻く環境にも影響を与えている。国においては平成18年に「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」の施行に伴い、認定こども園制度が導入され幼保一体化の推進が図られるようになった。また、平成24年には子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するため、「子ども・子育て支援法」など関連3法が成立し、平成27年4月から新制度がスタートする予定である。						
主な事務事業の取組内容	平成15年度に東角校区で5歳児を対象に幼保一体的の運営に取り組み、平成20年4月から町内すべての幼稚園・保育所で幼保一体的の運営を実施し、保護者の就労状態にかかわらず、同じ地域の同年齢の子どもたちが育ち合える場を保障し、希望する全ての児童に等しく就学前教育を提供する。						
2. 施策の指標							
施策指標名(算定式)		単位	H 24 実績値	H 25 計画値	H 25 実績値	H 26 計画値	H 27 計画値
幼保一体化を実施した5歳児の人数(5月1日現在)		人	155	140	142	110	110
幼保一体的の運営の対象年齢		年齢	5歳児	5歳児	5歳児	5歳児	5歳児
幼保一体的の運営を実施した幼稚園		箇所	3	3	3	3	3
3. 施策の事務事業費							
平成 24 年度 決算額	316,166						
平成 25 年度 決算額	290,397						
平成 26 年度 予算額	325,572						
4. 施策の評価							
成果目的の達成度	前年度(平成 25 年度)評価	B	A: 達成されている。 B: 概ね達成されている。 C: あまり達成されていない。 D: 達成されていない。 *: 指標が設定できなため一概に評価できない。				
	<観点>						
町内3幼稚園で幼保一体的の運営を実施することにより、希望する5歳児の子どもに就学前教育の機会を等しく提供できており、成果目的は達成できた。今後は、就学前教育の国の動向や社会情勢を見据えながら、本町の方向性を定めていく。また、保育所運営については、職員体制の創意工夫により全員入所を行うなど保護者の保育ニーズに応えている。							
事務事業の構成・内容の妥当性	前年度(平成 25 年度)評価	B	A: 妥当である。 B: 概ね妥当である。 C: 一部不十分であり見直しの必要がある。 D: 不十分であり見直しの必要がある。				
	<観点>						
保護者の就労形態や家庭環境に関わらず、就学前の子どもに教育・保育を等しく提供し、小学校へのスムーズな進学を目指すため必要な施策である。							
5. 施策の今後の方向性							
今後発生が予測される課題	<観点>						
	子どもの将来の人数や老朽化した保育施設のあり方、国が目指す認定こども園への移行、公設民営化など多数の課題がある。						
施策の方向性	<観点>						
	保護者の就労形態や家庭環境に関わらず、就学前の子どもに保育・教育を等しく提供し、小学校へのスムーズな進学を目指すことから、総合施設化も見据えた幼稚園・保育所の整備運営を検討する。						

外部評価委員会評価結果

◆ 町が評価した上記「4. 施策の評価」の妥当性について評価します

成果目的 の達成度	前年度評価『 B 』は、 (●) 妥当である (○) 妥当ではない ⇒ 前年度評価『 』が妥当である
	町内3幼稚園で幼保一体的運営を実施することにより、希望する5歳児の子どもに就学前教育の機会を等しく提供できており、成果目的は達成できている。また、保育所運営についても、職員体制等の工夫により待機児童を出すことなく入所させることができたことなど保護者の保育ニーズに応えられた。
事務事業の構成・内容の妥当性	前年度評価『 B 』は、 (●) 妥当である (○) 妥当ではない ⇒ 前年度評価『 』が妥当である
その他意見等	就学前の子どもに保育・教育を等しく提供し、小学校へのスムーズな接続が図られていることから、事務事業の構成・内容は妥当である。

(参考)

施策を構成する事務事業の取組方針等

(千円)

事務事業名	区分1	区分2	事務事業の概要	平成 25 年度		平成 26 年度	
				決算額 (人件費含む決算額)	予算額	取組方針	
① 幼保一体的運営事業	任意自治	政策	幼稚園と保育所の5歳児を合同で教育・保育を行う。	28,764 32,834	30,864	B	保育所・幼稚園のあり方検討会の意見まとめに基づき、今後の幼保一体化の方向性を検討する。
② 幼稚園施設整備事業	任意自治	政策	安全性などを考慮した環境整備の充実を図る(新增改築など)	544 2,872	1,936	B	児童が安全で安心な施設で教育・保育を受けられるよう引き続き計画的に環境整備を行う。
③ 保育所施設整備事業	義務自治	政策	安全性などを考慮した環境整備の充実を図る(新增改築など)	0 740	5,000	C	安全・安心な保育環境の質的向上を図る。26年度は佐山保育所移転のための敷地調査を実施する。
④ 幼稚園施設維持管理事業	任意自治	経常	施設の適正な維持管理(修繕・保守点検など)	8,652 9,392	11,599	B	施設修繕、保守点検及び施設管理、管理備品の購入などを行う。
⑤ 保育所施設維持管理事業	義務自治	経常	施設の適正な維持管理(修繕・保守点検など)	18,934 20,044	18,727	B	施設の適正な維持管理を実施する。
⑥ 幼稚園運営事業	任意自治	経常	適正な運営維持(職員などの配置、備品購入など)	25,079 29,149	29,977	B	適正な職員配置を図り、より効率的で効果的な運営を図る。
⑦ 保育所運営事業	義務自治	経常	適正な運営維持(職員などの配置、備品購入など)	172,866 178,046	168,764	B	適正な職員配置を図り、より効率的で効果的な運営を図る。
⑧ 保育所給食運営事業	義務自治	経常	給食運営経費や給食材料費の支出、献立作成などを行う	35,558 40,848	58,705	B	安心・安全な保育所給食の実施のために各種給食委員会の開催や栄養士の栄養指導を行う。
⑨							
⑩							
決算額・予算額 計				290,397 313,925	325,572		

(注) 「施策を構成する事務事業の取組方針等」の選択肢等について

<区分1>

法定受託：法定受託事務(法律・政令により市町村等が処理することとされる事務)
 義務自治：義務的自治事務(法定受託事務以外の事務で、法令による定めがある事務)
 任意自治：任意の自治事務(法令による定めが特になく、条例・要綱・規則等による事務)

<区分2>

政策：政策的事務事業(投資的事務事業、住民へのアピール度が高い事務事業)
 経常：経常的事務事業(主に義務的、経常的に行われている事務事業)

<人件費含む決算額>

事務事業に要した概算の人件費を含めた決算額です。

<取組方針>

新：新規事業
 A：拡充(予算や人員等を拡充し、事業を拡大)
 B：現状維持(事業内容や規模を前年度と同じレベルで実施)
 C：見直しのうえ継続(手法や予算を部分的に見直すが、目標成果は維持)
 D：縮小(予算含め、事業内容や規模を縮小)
 E：統合(今後、他事務事業と統合)
 F：終了・休止・廃止

施 策 名： 2 学力の充実・向上

1. 施策の基礎情報				担当課	学校教育課		
総合計画上の位置付け	編	第3編 豊かな心とたくましく生きる力を育む教育のまちづくり					
	章	第1章 確かな学力と豊かな心を育む教育を推進する					
	節	第2節 学校教育					
成 果 目 的	中学3年生の希望進路の実現を目指すとともに、自尊心・自律心を持ち、自ら未来を切り開く生徒、生きる力の基となる学力や人権感覚、健康と体力を備えた生徒の育成を目指す。						
施策の実施期間	平成 18 年度 ~ 平成 27 年度						
総合計画策定期の課題	急激な社会情勢の変化が子どもたちの教育環境や育ちについても影響を与え、基本的な生活習慣の乱れや学習意欲の低下、不登校、更には自制心や規範意識の低下による少年犯罪の低年齢化など様々な課題が浮上している。						
現在までの社会情勢・法制度の変化	心の教育、人間形成の基礎作りが極めて重要であることから平成18年に教育基本法が改正され、「生きる力」を育むという学習指導要領の理念を実現するため、その具体的な手立てを確立する観点から平成23年に学習指導要領が改訂されることになった。また、同法の改正に伴い、学校教育法や地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部も改正され、教育の再生が図られている。						
主な事務事業の取組内容	小学校における少人数指導や中学校における少人数学級のための常勤講師の配置、学校図書館司書の配置、学校図書館図書蔵書数の充実整備、土曜塾の実施、教育活動推進計画の実施など						
2. 施策の指標							
施策指標名(算定式)		単位	H 24 実績値	H 25 計画値	H 25 実績値	H 26 計画値	H 27 計画値
希望進路達成率(高校進学率)		%	97.4	100.0	99.4	100.0	100.0
図書標準達成率(小・中学校平均)		%	73.7	80.0	79.2	85.0	90.0
土曜塾参加生徒数(延べ人数)		人	168	300	253	300	300
3. 施策の事務事業費 (千円)							
平成 24 年度 決算額	24,430						
平成 25 年度 決算額	23,446						
平成 26 年度 予算額	30,514						
4. 施策の評価							
成果目的の達成度	前年度(平成 25 年度)評価	B	A: 達成されている。 B: 概ね達成されている。 C: あまり達成されていない。 D: 達成されていない。 *: 指標が設定できなかったため一概に評価できない。				
	<観点>						
教育活動推進計画事業として実施している幼・保から小学校への進級時の段差解消は効果が現れており、また小・中学校へ常勤講師を配置することにより、指導を必要とする児童生徒にきめ細やかな対応ができ、学校全体が落ち着き、ひいては学力向上に結びつくことから効果は大きい。土曜塾の実施については定着しつつあるが、参加人数に課題があるため、平成25年度から英検に向けた学習を併せて実施するとともに開催時期をテストや英検実施の近くに絞って開催するなど改善を図っている。図書標準については年次計画を基に充実を図っているところである。							
事務事業の構成・内容の妥当性	前年度(平成 25 年度)評価	B	A: 妥当である。 B: 概ね妥当である。 C: 一部不十分であり見直しの必要がある。 D: 不十分であり見直しの必要がある。				
	<観点>						
児童生徒の学力向上については、長期的に検証する必要があるが、現在の状況において概ね妥当であると考える。							
5. 施策の今後の方向性							
今後発生が予測される課題	<観点>						
	平成20年7月に教育振興基本計画が策定され、今後10年を通して目指すべき教育の姿が明らかにされ、取り組むべき施策が総合的・計画的に推進されることになった。今後は、学校だけでなく家庭や地域社会の教育力の向上に取り組まなければならない。						
施策の方向性	<観点>						
	希望進路の実現のためには、児童生徒の基礎学力の向上は急務であり、学力を保障する取組の強化が必要である。また、生徒指導事象が多様化する中、少人数指導を実施することで生徒が落ち着き、ひいては学力向上に結びつくことから指導支援は今後も必要と考える。						

外部評価委員会評価結果

◆ 町が評価した上記「4. 施策の評価」の妥当性について評価します

成果目的 の達成度	前年度評価『 B 』は、 (●) 妥当である (○) 妥当ではない ⇒ 前年度評価『 ___ 』が妥当である
	幼保から小学校への進級時の段差解消は効果が現れている。また、小中学校へ常勤講師を配置することにより、児童生徒にきめ細かな対応ができ、学校全体が落ち着き、ひいては学力向上に結びつくことから効果は大きい。土曜塾については、参加人数に課題があるため、工夫を凝らすなど改善を図っている。
事務事業の 構成・内容 の妥当性	前年度評価『 B 』は、 (●) 妥当である (○) 妥当ではない ⇒ 前年度評価『 ___ 』が妥当である
	児童生徒の学力向上については長期的に検証する必要があるが、現在実施されている事業は概ね妥当である。
その他 意見等	土曜塾においては、講師の力量充実を図るなど創意工夫により、参加者の拡大を図られたい。学力向上に向けては、具体的な数値目標を設定する必要がある。 知・徳・体を含めた学力向上に向けては、基本的な生活習慣の確立や道徳心の育成など社会教育と連携して事業を進められたい。

(参考)

施策を構成する事務事業の取組方針等

(千円)

事務事業名	区分1	区分2	事務事業の概要	平成 25 年度	平成 26 年度	
				決算額 (人件費含む決算額)	予算額	取組方針
① 学び推進事業	任意自治	政策	中学生の自主的な学習支援と基礎学力向上のため、主に国語・数学・英語の3教科のアシスタントティーチャーを配置し、中間・期末テストや英検の実施時近くに絞って「土曜塾」を実施する。	372 3,332	514	C 生徒の参加率を上げるために事業内容について検証しながら継続実施する。平成26年度については中間・期末テストや英検の実施日近くに絞って開催する。
② 久御山学園推進事業	任意自治	政策	児童生徒の生きる力の育成、幼保小中一貫の視点に立つ学力充実を目指し、特色のある本町カリキュラムの研究・検証を行う。	1,000 1,740	1,000	B 後期5年次計画の町指定校事業を実施する。
③ 学力向上対策事業	任意自治	政策	児童生徒の学力充実・向上のため、クラスを少人数に分けて指導を行う。また、学力診断テスト等を実施する。	16,732 17,472	24,009	A 講師の配置や学力診断テストの実施に加え、英検の検定料の半額補助を実施する。
④ 学校図書館事業	任意自治	経常	図書館司書が、児童生徒への読み聞かせなど司書教諭の支援を行うとともに、学校図書館の蔵書整備を行う。	5,342 6,156	4,991	B 図書館充実のため2校に1名の司書を配置する。
⑤						
⑥						
⑦						
決算額・予算額 計				23,446 28,700	30,514	

(注)「施策を構成する事務事業の取組方針等」の選択肢等について

<区分1>

- 法定受託: 法定受託事務(法律・政令により市町村等が処理することとされる事務)
 義務自治: 義務的自治事務(法定受託事務以外の事務で、法令による定めがある事務)
 任意自治: 任意の自治事務(法令による定めが特になく、条例・要綱・規則等による事務)

<区分2>

- 政策: 政策的事務事業(投資的事務事業、住民へのアピール度が高い事務事業)
 経常: 経常的事務事業(主に義務的、経常的に行われている事務事業)

<人件費含む決算額>

事務事業に要した概算の人件費を含めた決算額です。

<取組方針>

- 新規事業
 A: 拡充(予算や人員等を拡充し、事業を拡大)
 B: 現状維持(事業内容や規模を前年度と同じレベルで実施)
 C: 見直しのうえ継続(手法や予算を部分的に見直すが、目標成果は維持)
 D: 縮小(予算含め、事業内容や規模を縮小)
 E: 統合(今後、他事務事業と統合)
 F: 終了・休止・廃止

施 策 名： 3 教育内容の充実

1. 施策の基礎情報				担当課	学校教育課			
総合計画上の位置付け	編	第3編 豊かな心とたくましく生きる力を育む教育のまちづくり						
	章	第1章 確かな学力と豊かな心を育む教育を推進する						
	節	第2節 学校教育						
成 果 目 的		国際社会に生きる人材育成や高度情報化社会に対応した情報活用能力育成など個に応じた教育的ニーズに応えられる教育を推進する。また、就学指導や教育相談機能を充実し、児童生徒一人ひとりが自立し社会参加できる資質づくりや能力を育てる。						
施策の実施期間		平成 18 年度 ~ 平成 27 年度						
総合計画策定期の課題		急激な社会情勢の変化が子どもたちの教育環境や育ちについても影響を与え、基本的な生活習慣の乱れや学習意欲の低下、不登校、更には自制心や規範意識の低下による少年犯罪の低年齢化など様々な課題が浮上している。						
現在までの社会情勢 ・法制度の変化		心の教育、人間形成の基礎作りが極めて重要であることから平成18年に教育基本法が改正され、「生きる力」を育むという学習指導要領の理念を実現するため、その具体的な手立てを確立する観点から平成23年に学習指導要領が改訂されることになった。また、同法の改正に伴い、学校教育法や地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部も改正され、教育の再生が図られている。						
主な事務事業の取組内容		コンピュータ教室の充実、外国語指導助手の配置、特別支援教育補助員の配置、教育相談など						
2. 施策の指標								
施策指標名(算定式)			単位	H 24 実績値	H 25 計画値	H 25 実績値	H 26 計画値	H 27 計画値
教育相談件数			件	619	600	753	600	600
外国青年招致授業日数			日	200	200	200	200	200
特別支援教育補助員の配置			名	7	7	7	7	7
3. 施策の事務事業費								
平成 24 年度 決算額		(千円)						
平成 25 年度 決算額		43,783						
平成 26 年度 予算額		39,938						
平成 26 年度 予算額		48,328						
4. 施策の評価								
成果目的の達成度	前年度(平成 25 年度)評価	B	A: 達成されている。 B: 概ね達成されている。 C: あまり達成されていない。 D: 達成されていない。 *: 指標が設定できなため一概に評価できない。					
	<観点>							
国際理解教育や教育相談事業については他市町と比較しても充実している。特別支援教育についても支援を要する児童生徒に対し、学校生活を円滑に送れるよう丁寧な支援を行っているところであり、いずれの事業も達成されている。								
事務事業の構成・内容の妥当性	前年度(平成 25 年度)評価	B	A: 妥当である。 B: 概ね妥当である。 C: 一部不十分であり見直しの必要がある。 D: 不十分であり見直しの必要がある。					
	<観点>							
支援を要する児童生徒に対する補助員の配置や教育相談室の開設など、すべての事業において概ね妥当であると考える。								
5. 施策の今後の方針								
今後発生が予測される課題	<観点>							
	文部科学省では、平成15年に「今後の特別支援教育のあり方」を発表。基本的方向として障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行う「特別支援教育」への転換を図った。さらに、H25.9には学校教育法施行令が改正され、就学基準に該当する障害のある子どもは特別支援学校に原則就学するという従来の決定の仕組みが改められ、本人・保護者の意見その他の総合的な観点から就学先を決定する仕組みとなっている。今後は、ますます課題のある児童生徒が普通学級を希望することが予想されることから、担任だけでは丁寧な支援が難しくなる恐れがある。							
施策の方向性	<観点>							
	課題のある児童生徒が普通学級を希望することで、支援を要する児童生徒が属する学級に対し補助員を配置し、その児童を支援することとなるため、学校を支援する体制を確立することが必要である。 情報教育環境については、コンピュータ教室で指導する形から、各教室でのタブレット端末を用いた方法にシフトしつつある全国的な状況を踏まえ、無線化を視野に入れた整備を行っていく必要がある。							

外部評価委員会評価結果

◆ 町が評価した上記「4. 施策の評価」の妥当性について評価します

成果目的 の達成度	前年度評価『 B 』は、(●) 妥当である (○) 妥当ではない ⇒ 前年度評価『 』が妥当である
	国際理解教育や教育相談事業については、他市町と比較しても充実している。
事務事業の構成・内容の妥当性	前年度評価『 B 』は、(●) 妥当である (○) 妥当ではない ⇒ 前年度評価『 』が妥当である 支援を必要とする児童生徒に対する補助員の配置や教育相談室の開設など全ての事業において妥当である。
その他意見等	

(参考)

施策を構成する事務事業の取組方針等

(千円)

事務事業名	区分1	区分2	事務事業の概要	平成 25 年度		平成 26 年度	
				決算額 (人件費含む決算額)	予算額	取組方針	
① 国際理解教育推進事業	任意自治	政策	外国人指導助手による英語指導を取り入れた学習機会を提供し、国際理解教育を推進する。 また、WHS交流事業を通して、異文化に触れる機会を提供する。	19,744 21,964	18,213	B	小・中学校に各1名のALTを雇用し、引き続き外国語指導に取り組む。
② 学校情報教育環境整備事業	任意自治	政策	小・中学校の情報教育の推進や校務の迅速化を図るため、コンピュータ教室の機器整備や職員用PCを配備する。	3,726 4,466	11,885	A	小・中学校に設置するパソコン、校内LAN等の保守を行い、ICT環境を整える。WindowsXPのサポート終了に伴うパソコンの更新及び中学校パソコン更新を行う。
③ 特別支援教育推進事業	任意自治	政策	普通学級に在籍するが、特別に支援を要する児童生徒に対し、補助員を配置する。	7,743 8,821	9,473	B	各校の実態を踏まえ、補助員を適正に配置する。
④ 教育相談事業	任意自治	経常	中学校及びゆうホールに教育相談員を配置し、教育相談等を行う。	8,725 14,753	8,757	B	中学校とゆうホールが相談場所として定着しており、需要も多く今後も継続する。
⑤							
⑥							
⑦							
⑧							
⑨							
決算額・予算額 計				39,938 50,004	48,328		

(注) 「施策を構成する事務事業の取組方針等」の選択肢等について

<区分1>

法定受託事務：法定受託事務（法律・政令により市町村等が処理することとされる事務）
 義務的自治事務：義務的自治事務（法定受託事務以外の事務で、法令による定めがある事務）
 任意自治：任意の自治事務（法令による定めが特になく、条例・要綱・規則等による事務）

<区分2>

政策：政策的事務事業（投資的事務事業、住民へのアピール度が高い事務事業）
 経常：経常的事務事業（主に義務的、課常的に行われている事務事業）

<人件費含む決算額>

事務事業に要した概算の人件費を含めた決算額です。

<取組方針>

新：新規事業
 A：拡充（予算や人員等を拡充し、事業を拡大）
 B：現状維持（事業内容や規模を前年度と同じレベルで実施）
 C：見直しのうえ継続（手法や予算を部分的に見直すが、目標成果は維持）
 D：縮小（予算含め、事業内容や規模を縮小）
 E：統合（今後、他事務事業と統合）
 F：終了・休止・廃止

施 策 名： 4 教育施設・環境の整備

1. 施策の基礎情報					担当課	学校教育課	
総合計画上の位置付け	編	第3編 豊かな心とたくましく生きる力を育む教育のまちづくり					
	章	第1章 確かな学力と豊かな心を育む教育を推進する					
	節	第2節 学校教育					
成 果 目 的	安全で安心して学べる教育環境づくりを推進するため、小・中学校施設の整備や教材備品の充実に努めるとともに、児童生徒の登下校時の安全を確保するため、交通指導員や安全パトロール員の配置を行う。						
施策の実施期間	平成 18 年度 ~ 平成 27 年度						
総合計画策定時の課題	学校施設は、児童生徒が一日の大半を過ごす学習・生活の場であるだけでなく、災害時には地域住民の避難場所としての役割も果たすことから、安全性の確保は重要である。また、児童生徒・教職員が被害者になる事件が多く発しており、より安全で安心な学校づくりが求められている。						
現在までの社会情勢・法制度の変化	文部科学省では、既存学校施設の耐震化を進めるため平成15年に「学校施設耐震化推進指針」を定めるとともに、効率的な施設整備に資するよう、平成18年には安全・安心な学校づくり交付金制度を設け、学校施設の耐震補強や改築事業に対する財政支援の仕組みを確立した。						
主な事務事業の取組内容	学校施設の維持管理、学校施設整備、学力向上のための教材整備、児童生徒の安全確保のための交通指導員・安全パトロール員の配置、教育の充実を図るために各種研究会に対する負担金・補助金の交付、学校給食運営。学校保健						
2. 施策の指標							
施策指標名(算定式)		単位	H 24 実績値	H 25 計画値	H 25 実績値	H 26 計画値	H 27 計画値
耐震化率(小中学校)		%	92.9	100.0	100.0	100.0	100.0
理科備品達成率(小学校)		%	96.5	100.0	93.8	100.0	100.0
理科備品達成率(中学校)		%	41.6	49.0	46.7	49.0	51.0
3. 施策の事務事業費 (千円)							
平成 24 年度 決算額	316,990						
平成 25 年度 決算額	332,966						
平成 26 年度 予算額	94,233						
4. 施策の評価							
成果目的の達成度	前年度(平成 25 年度)評価	B	A: 達成されている。 B: 概ね達成されている。 C: あまり達成されていない。 D: 達成されていない。 *: 指標が設定できないため一概に評価できない。				
	<観点>						
学校施設整備や施設維持のために必要な委託等については、計画的に実施している。また、学力向上のための教材・理科備品の整備についても計画的に行っている。その他事業についても成果目的は概ね達成されていると考える。							
事務事業の構成・内容の妥当性	前年度(平成 25 年度)評価	A	A: 妥当である。 B: 概ね妥当である。 C: 一部不十分であり見直しの必要がある。 D: 不十分であり見直しの必要がある。				
	<観点>						
児童生徒の安全確保や質の高い教育を行う環境を整えるためにはこれらの事業は必要であり、妥当であると考える。							
5. 施策の今後の方向性							
今後発生が予測される課題	<観点>						
	学校施設の地震等災害発生時にに対応した施設整備が早急に望まれる。						
施策の方向性	<観点>						
	平成25年度までに耐震補強を完了するとともに、施設の適正な維持管理を行い、児童生徒・教職員等の安全確保に努める。また、学校施設は災害時には地域住民の避難場所としての役割も果たすことから、老朽化した箇所等については早期に改修を図る。また、教材備品(理科備品)については、早急に整備を図っていきたい。						

外部評価委員会評価結果

◆ 町が評価した上記「4. 施策の評価」の妥当性について評価します

成果目的 の達成度	前年度評価『 B 』は、 (●) 妥当である () 妥当ではない ⇒ 前年度評価『 ___ 』が妥当である
	学校施設整備や施設維持のために必要な委託、学力向上のための教材備品等は計画的に整備できている。その他の事業においても当初の目的どおり概ね達成されている。
事務事業の構成・内容の妥当性	前年度評価『 A 』は、 (●) 妥当である () 妥当ではない ⇒ 前年度評価『 ___ 』が妥当である
	学校施設の耐震化や児童生徒の安全確保など、安全で安心できる教育環境づくりは極めて重要であり、事務事業の構成・内容は妥当である。
その他意見等	中学校給食に関して、予算的なものもあるが食育という観点からも是非事業化を進めていただきたい。

(参考)

施策を構成する事務事業の取組方針等

事務事業名	区分1	区分2	事務事業の概要	平成 25 年度	平成 26 年度	
				決算額 (人件費含む決算額)	予算額	取組方針
① 学校施設維持管理事業	任意自治	経常	学校施設の快適で安全な教育環境を保持するため、施設の適正な維持管理を行う。	58,346 61,824	61,817	B
② 学校施設整備事業	任意自治	政策	小・中学校施設の改修等を行い、教育環境の整備・充実に努める。	235,222 241,022	0	D
③ 教材整備事業	任意自治	政策	教材備品や理科備品の充実を図る。	11,400 12,658	5,573	B
④ 交通指導員・パトロール員配置事業	任意自治	政策	児童生徒の登下校時の安全を確保するため、交通指導員・安全パトロール員を配置する。	6,052 8,530	6,451	B
⑤ 学校運営補助事業	任意自治	経常	教育の充実を図るために、各種研究会等に対し補助する。	825 1,417	847	B
⑥ 学校運営補助事業(芝生化)	任意自治	経常	教育施設である運動場の芝生化整備を行う団体に対し補助する。	564 786	565	B
⑦ 学校運営補助事業(中学校給食等の導入)	任意自治	政策	中学校給食等検討委員会を立ち上げ、久御山町の中学生にふさわしい給食等のあり方について議論、提言を行う。	185 2,035	195	新
⑧ 学校給食運営事業	任意自治	経常	学校給食の適正な運営を維持・継続するため、給食調理員を配置し、施設改修や設備の保守点検及び修理、備品等の購入を行う。	20,372 21,630	18,785	B
⑨						
決算額・予算額 計				332,966 349,902	94,233	

(注) 「施策を構成する事務事業の取組方針等」の選択肢等について

<区分1>

法定受託事務(法律・政令により市町村等が処理することとされる事務)
 義務自治:義務的自治事務(法定受託事務以外の事務で、法令による定めがある事務)
 任意自治:任意の自治事務(法令による定めが特になく、条例・要綱・規則等による事務)

<区分2>

政策:政策的事務事業(投資的事務事業、住民へのアピール度が高い事務事業)
 経常:経常的事務事業(主に義務的、経常的に行われている事務事業)

<人件費含む決算額>

事務事業に要した概算の人件費を含めた決算額です。

<取組方針>

新:新規事業
 A:拡充(予算や人員等を拡充し、事業を拡大)
 B:現状維持(事業内容や規模を前年度と同じレベルで実施)
 C:見直しのうえ継続(手法や予算を部分的に見直すが、目標成果は維持)
 D:縮小(予算含め、事業内容や規模を縮小)
 E:統合(今後、他事務事業と統合)
 F:終了・休止・廃止

施 策 名： 5 学校・家庭・地域が連携した教育の推進

1. 施策の基礎情報					担当課	学校教育課	
総合計画上の位置付け	編	第3編 豊かな心とたくましく生きる力を育む教育のまちづくり					
	章	第1章 確かな学力と豊かな心を育む教育を推進する					
成 果 目 的	第2節 学校教育 学校・家庭・地域が連携し、開かれた学校づくりを通して教育の活性化を図る。						
	学校・家庭・地域が連携し、開かれた学校づくりを通して教育の活性化を図る。						
施策の実施期間	平成 18 年度 ~ 平成 27 年度						
総合計画策定期の課題	急激な社会情勢の変化が子どもたちの教育環境や育ちについても影響を与え、基本的な生活習慣の乱れや学習意欲の低下、不登校、更には自制心や規範意識の低下による少年犯罪の低年齢化など様々な課題が浮上している。						
今までの社会情勢・法制度の変化	学校内外において、児童生徒が被害者になる事件が発生しており、また、社会情勢の変化が子どもたちの教育環境や育ちについても影響を及ぼしている今日、子どもたちの社会規範意識の醸成を学校のみならず、地域社会全体で育てていこうとする気運が生まれている。						
主な事務事業の取組内容	中学校クラブ支援事業、学校運営協議会の設置事業						
2. 施策の指標							
施策指標名(算定式)	単位	H 24	H 25	H 25	H 26	H 27	
		実績値	計画値	実績値	計画値	計画値	
中学校クラブ活動支援率	%	38.5	46.2	38.5	46.2	46.2	
学校運営協議会の設置校	校	3	4	4	4	4	
3. 施策の事務事業費 (千円)							
平成 24 年度 決算額		679					
平成 25 年度 決算額		848					
平成 26 年度 予算額		912					
4. 施策の評価							
成果目的の達成度	前年度(平成 25 年度)評価	B	A: 達成されている。 B: 概ね達成されている。 C: あまり達成されていない。 D: 達成されていない。 *: 指標が設定できいため一概に評価できない。				
	<観点> 学校・家庭・地域が一体となって子どもたちを育てるという気運は高まってきているため、成果目的は概ね達成されている。						
事務事業の構成・内容の妥当性	前年度(平成 25 年度)評価	B	A: 妥当である。 B: 概ね妥当である。 C: 一部不十分であり見直しの必要がある。 D: 不十分であり見直しの必要がある。				
	<観点> 中学校のクラブ活動ボランティア事業については、社会人等に協力いただくことで13クラブ中5クラブに対しクラブ活動の活性化を図ることができたため、成果はあると考える。また、学校運営協議会設置により、一層地域住民の参画が期待できるなど妥当であると考える。						
5. 施策の今後の方向性							
今後発生が予測される課題	<観点>						
	学校運営協議会の運営経費が町単費となるため、経費の検証が必要である。						
施策の方向性	<観点>						
	中学校のクラブ活動ボランティア事業については、社会人等に協力いただくことでクラブ活動の活性化を図ることができるため、今後も引き続き実施したい。学校運営協議会設置により、一層地域住民の参画が期待できるため、今後も運営に係る経費補助については継続する。						

外部評価委員会評価結果

◆ 町が評価した上記「4. 施策の評価」の妥当性について評価します

成果目的 の達成度	前年度評価『 B 』は、(●) 妥当である () 妥当ではない ⇒ 前年度評価『 』が妥当である 「学校・家庭・地域社会が一体となった地域に根ざした開かれた学校づくり」への気運は高まっている。
	前年度評価『 B 』は、(●) 妥当である () 妥当ではない ⇒ 前年度評価『 』が妥当である 中学校クラブ活動ボランティア事業については、活性化を図るためにも有効な事業である。また、学校運営協議会の設置により一層の地域住民の参画が期待できるなど事務事業の構成・内容は概ね妥当である。
事務事業の 構成・内容 の妥当性	
その他 意見等	

(参考)

施策を構成する事務事業の取組方針等

(千円)

事務事業名	区分1	区分2	事務事業の概要	平成 25 年度		平成 26 年度	
				決算額 (人件費含む決算額)	予算額	取組方針	
① 中学校クラブ支援事業	任意自治	政策	中学校のクラブ活動を支援するため、社会人等の指導者に協力をいただく。	131 205	192	B	クラブ支援員の確保により事業の充実を図る。
② 学校運営協議会事業	任意自治	政策	幅広い分野から教育に関する理解及び識見を有する人を委員として委嘱し、学校の教育目標や経営方針、教育課程の編成に関する基本方針について参画いただく。	717 1,531	720	B	運営協議会の運営に係る経費を補助する。
③							
④							
⑤							
⑥							
⑦							
⑧							
決算額・予算額 計				848 1,736	912		

(注) 「施策を構成する事務事業の取組方針等」の選択肢等について

<区分1>

法定受託：法定受託事務(法律・政令により市町村等が処理することとされる事務)
 義務的自治事務：義務的自治事務(法定受託事務以外の事務で、法令による定めがある事務)
 任意自治：任意の自治事務(法令による定めが特になく、条例・要綱・規則等による事務)

<区分2>

政策：政策的事務事業(投資的事務事業、住民へのアピール度が高い事務事業)
 経常：経常的事務事業(主に義務的、経常的に行われている事務事業)

<人件費含む決算額>

事務事業に要した賃金の人件費を含めた決算額です。

<取組方針>

新規事業
 A: 拡充(予算や人員等を拡充し、事業を拡大)
 B: 現状維持(事業内容や規模を前年度と同じレベルで実施)
 C: 見直しのうえ継続(手法や予算を部分的に見直すが、目標成果は維持)
 D: 縮小(予算含め、事業内容や規模を縮小)
 E: 締合(今後、他事務事業と統合)
 F: 終了・休止・廃止

施策名： 6 青少年の健全育成

1. 施策の基礎情報				担当課	社会教育課		
総合計画上の位置付け	編	第3編 豊かな心とたくましく生きる力を育む教育のまちづくり					
	章	第2章 青少年を健やかに育て、守るための環境をつくる					
	節	第1節 青少年育成					
成果目的	地域社会に関心を持ち、お互いに交流しながらさまざまな活動に積極的に参加し、主体的に行動できる青少年の育成に努める。						
施策の実施期間	平成 18 年度 ~ 平成 27 年度						
総合計画策定時の課題	社会環境の著しい変化など、青少年を取り巻く環境は厳しい状況にあり、非行や凶悪犯罪の増加、低年齢化などが大きな社会問題となっており、心豊かで健康な青少年の育成を図るには学校、家庭、地域、関係機関が連携することが大切である。						
現在までの社会情勢・法制度の変化	平成14年度からゆとり教育の一環として学校週5日制が実施された。24時間営業店舗の増加など社会環境の悪化。						
主な事務事業の取組内容	青少年健全育成協議会補助事業、町PTA連絡協議会補助事業、子ども居場所づくり事業						
2. 施策の指標							
施策指標名(算定式)	単位	H 24	H 25	H 25	H 26	H 27	
		実績値	計画値	実績値	計画値	計画値	
		青少協宿泊体験活動参加者	人	45	50	51	50
		子ども居場所づくり事業開催地域	地域	2	3	2	3
子ども広場参加者	人	100	500	180	500		
3. 施策の事務事業費 (千円)							
平成 24 年度 決算額		1,606					
平成 25 年度 決算額		1,554					
平成 26 年度 予算額		1,948					
4. 施策の評価							
成果目的の達成度	前年度(平成 25 年度)評価	B	A: 達成されている。 B: 概ね達成されている。 C: あまり達成されていない。 D: 達成されていない。 *: 指標が設定できいため一概に評価できない。				
	<観点> 青少年健全育成協議会は、青少年の健全な育成を目的に、地域住民や学校などと連携を図りながら活動をしており、行政を十分補完していると思われるため成果目的は達している。 子ども居場所づくり事業は、地域社会の中で子どもたちを心豊かで健やかに育てる環境づくりを推進するため、土曜日等における子どもの体験活動・学習活動の場として「まなび塾」が町内2地域で実施されている。地域総がかりで子育てを支援しておられ、2地域については成果目的の達成度は高い。						
事務事業の構成・内容の妥当性	前年度(平成 25 年度)評価	B	A: 妥当である。 B: 概ね妥当である。 C: 一部不十分であり見直しの必要がある。 D: 不十分であり見直しの必要がある。				
	<観点> 青少年の健全育成等を図るために活動している団体への補助や事業を計上しており、構成内容としては妥当と考えるが、子ども居場所づくり事業は町内2地域だけでの実施にとどまっており、今後も他地域への啓発を図り、実施地域の増を図る必要がある。						
5. 施策の今後の方向性							
今後発生が予測される課題	<観点>						
	地域のつながりも薄れてきている中、青少年を取り巻く環境は厳しい状況にあり、今後も非行や凶悪犯罪の増加や低年齢化などが進むと思われる。						
施策の方向性	<観点>						
	地域社会のつながりの希薄化や青少年を取り巻く社会環境が悪化する中、宿泊体験・子ども広場・町内パトロールなどの協議会活動を通じて、青少年の健全育成に努める。 また、子どもの居場所づくり事業を通して、地域に根ざした文化や祭事などを活用し、青少年の遊び・交流・学びを体験させる中で、地域総がかりで健全育成を図っていくとともに、普及啓発を図り活動支援の輪を広めていきたい。						

外部評価委員会評価結果

◆ 町が評価した上記「4. 施策の評価」の妥当性について評価します

成果目的 の達成度	前年度評価『 B 』は、 <input checked="" type="checkbox"/> 妥当である <input type="checkbox"/> 妥当ではない ⇒ 前年度評価『 』が妥当である
	青少年健全育成協議会や子ども居場所づくり事業等、地域社会の中で子どもたちが心豊かで健やかに育つ環境づくりのため、活発に活動されている。
事務事業の構成・内容の妥当性	前年度評価『 B 』は、 <input checked="" type="checkbox"/> 妥当である <input type="checkbox"/> 妥当ではない ⇒ 前年度評価『 』が妥当である
	地域住民や学校と連携を図り活動する青少年健全育成協議会等は、行政を補完するものであり、その意義は大きい。地域総がかりで子育てを支援するこれら事業の構成・内容は概ね妥当である。
その他意見等	子どもの居場所づくり事業については、引き続き実施地域の拡大・拡充に向けて努力されたい。

(参考)

施策を構成する事務事業の取組方針等

	事務事業名	区分1	区分2	事務事業の概要	平成 25 年度		平成 26 年度	
					決算額 (人件費含む決算額)	予算額	取組方針	
①	社会教育団体(青少年育成等)補助事業	任意自治	経常	社会教育団体の組織運営に対し、経費の一部を補助する。青少年健全育成協議会運営費補助。町PTA連絡協議会補助。	1,280 5,630	1,280	B	今後も各種団体の活動を支援する
②	子ども居場所づくり事業	任意自治	政策	放課後や土日等に公民館等を子どもの安全な活動の場の拠点とし、「まなび塾」を開催する。	274 974	668	A	実施箇所(地域)の拡大
③								
④								
⑤								
⑥								
⑦								
⑧								
⑨								
決算額・予算額 計					1,554 6,604	1,948		

(注) 「施策を構成する事務事業の取組方針等」の選択肢等について

<区分1>

法定受託：法定受託事務(法律・政令により市町村等が処理することとされる事務)
 委託自治：義務的自治事務(法定受託事務以外の事務で、法令による定めがある事務)
 任意自治：任意の自治事務(法令による定めが特になく、条例・要綱・規則等による事務)

<区分2>

政策：政策的事務事業(投資的事務事業、住民へのアピール度が高い事務事業)
 経常：経常的事務事業(主に義務的、継続的に行われている事務事業)

<人件費含む決算額>

事務事業に要した概算の人件費を含めた決算額です。

<取組方針>

- 新規事業
- A：拡充(予算や人員等を拡充し、事業を拡大)
- B：現状維持(事業内容や規模を前年度と同じレベルで実施)
- C：見直しのうえ継続(手法や予算を部分的に見直すが、目標成果は維持)
- D：縮小(予算含み、事業内容や規模を縮小)
- E：統合(今後、他事務事業と統合)
- F：終了・休止・廃止

施策名： 7 生涯学習の推進

1. 施策の基礎情報				担当課	社会教育課			
総合計画上の位置付け	編	第4編 お互いを尊重し、豊かな文化あふれる風土づくり						
	章	第1章 世代を超えて参加できる生涯学習を推進する						
	節	第1節 社会教育						
成果目的	「生涯学習推進計画」に基づく、生涯学習の推進体制の充実や活動支援、指導者等の育成、学習施設の充実、多彩な学習プログラムの整備を図り、生涯学習のまちづくりを推進する。							
施策の実施期間	平成 18 年度 ~ 平成 27 年度							
総合計画策定時の課題	人同士が社会において共生、共存する心を養うことやゆとりと生きがいのある人生を送るため、また、ますます高まる住民の学習意欲にこたえるため、推進・連携体制の整備、人材の育成、生涯学習関連施設の充実、学習成果を発表できる機会の確保と充実などが求められている。							
現在までの社会情勢・法制度の変化	昭和50年中央公民館開館。平成11年ふれあい交流館「ゆうホール」及び図書館を開館。同年(財)久御山町文化スポーツ事業団が設立され、文化スポーツ施設の管理と生涯学習事業の実施を委託。平成18年度より指定管理者制度で実施。平成16年「生涯学習推進計画」を策定する。							
主な事務事業の取組内容	ふれあい交流館運営、中央公民館運営、図書館運営、成人式、町民文化祭、いきがい大学							
2. 施策の指標								
施策指標名(算定式)			単位	H 24 実績値	H 25 計画値	H 25 実績値	H 26 計画値	H 27 計画値
成人式参加者数			人	102	110	114	120	120
町民文化祭来場者数			人	4,500	5,000	4,500	5,000	5,000
いきがい大学参加者数			人	2,478	3,000	2,512	3,000	3,000
3. 施策の事務事業費 (千円)								
平成 24 年度 決算額	93,467							
平成 25 年度 決算額	87,942							
平成 26 年度 予算額	89,394							
4. 施策の評価								
成果目的の達成度	前年度(平成 25 年度)評価	B	A: 達成されている。 B: 概ね達成されている。 C: あまり達成されていない。 D: 達成されていない。 *: 指標が設定できないため一概に評価できない。					
	<観点>							
生涯学習の日々の成果の発表の場として毎年「町民文化祭」などを開催することで、活動支援をしている。指定管理者により生涯学習の場を提供して、年間を通じて多種多様な事業をゆうホール等で実施している。また、生涯学習施設の適正な管理運営が行なわれており、成果目的はおおむね達成されている。								
事務事業の構成・内容の妥当性	前年度(平成 25 年度)評価	B	A: 妥当である。 B: 概ね妥当である。 C: 一部不十分であり見直しの必要がある。 D: 不十分であり見直しの必要がある。					
	<観点>							
裏面の8事業は、生涯学習を推進するため、住民のニーズに応えた教室・講座の開設、日々の学習成果の発表の場を提供し、好評を得ており、おおむね妥当な構成と考えている。								
5. 施策の今後の方針								
今後発生が予測される課題	<観点>							
	本町においても高齢化が進み、長寿社会の今日、住民の方々の自由な時間に心の充足や自己実現の可能性を生涯学習としていかに支援していくかが問われる。							
施策の方向性	<観点>							
	人々がさまざまな学習や経験を通じて知識や技能を磨くことで、生きる力やゆとりある人生をおくことができる。そのためにも、住民誰もが参加できる学習の機会を充実する必要がある。また、学習活動の提供の場となる施設の充実を図ることも重要である。							

外部評価委員会評価結果

◆ 町が評価した上記「4. 施策の評価」の妥当性について評価します

成果目的 の達成度	前年度評価『 B 』は、(●) 妥当である () 妥当ではない ⇒ 前年度評価『 』が妥当である
	生涯学習活動支援など生涯学習環境の充実に努めている。
事務事業の 構成・内容 の妥当性	前年度評価『 B 』は、(●) 妥当である () 妥当ではない ⇒ 前年度評価『 』が妥当である
	いきがい大学においては、住民のニーズに応えた講座で大変好評である。また、生涯学習の発表の場として文化祭も多くの来場者があり、事務事業の構成・内容は概ね妥当である。
その他 意見等	第2次生涯学習計画に基づき、社会教育行政を進められたい。 図書館内でのマナー向上対策を求める。また、閲覧スペースの拡充を求める。 いきがい大学については、引き続きタイムリーな企画を望む。

(参考)

施策を構成する事務事業の取組方針等

(千円)

事務事業名	区分1	区分2	事務事業の概要	平成 25 年度	平成 26 年度	
				決算額 (人件費含む決算額)	予算額	取組方針
① ふれあい交流館運営事業	任意自治	経常	適正な施設の管理運営と生涯学習事業の実施。	24,149 24,371	26,721	B 事業の一層の充実と指定管理による管理運営。改修等による施設の整備
② 生涯学習推進事業	任意自治	経常	第2次生涯学習推進計画の策定。	1,616 6,056	846	B 計画書の作成。計画の進捗管理
③ 成人式実施事業	任意自治	政策	20歳の門出を祝い、記念するため成人の日に式典等を行なう。	419 1,825	655	B 広報等による周知の徹底と新成人による実行委員会の自主的な企画・運営
④ 中央公民館運営事業	任意自治	経常	適正な施設の管理運営と生涯学習事業の実施。	30,877 31,099	26,315	B 事業の一層の充実と指定管理による管理運営。
⑤ 図書館運営事業	任意自治	経常	図書資料の計画的な購入を行ない、蔵書の充実及び利用の促進を図る。	26,090 46,448	29,003	B 蔵書の充実を図り、住民の文化・教養を高める。図書管理システムの更新
⑥ 町民文化祭事業	任意自治	経常	住民手作りの作品展示、諸芸能の発表により、住民相互の親睦を深め、文化の向上を図る。	2,576 5,166	3,293	B 町制施行60周年記念事業の実施。運営方法等検討の余地あり
⑦ いきがい大学実施事業	任意自治	政策	生涯学習の機会の提供を行なうため開催する。	2,215 6,063	2,561	B 住民に運営に携わってもらい、自主的な運営が行われるよう見直しの余地あり。参加負担金の導入
⑧						
⑨						
決算額・予算額 計				87,942 121,028	89,394	

(注) 「施策を構成する事務事業の取組方針等」の選択肢等について

<区分1>

法定受託: 法定受託事務(法律・政令により市町村等が処理することとされる事務)

義務自治: 義務的自治事務(法定受託事務以外の事務で、法令による定めがある事務)

任意自治: 任意の自治事務(法令による定めが特になく、条例・要綱・規則等による事務)

<区分2>

政策: 政策的事務事業(投資的事務事業、住民へのアピール度が高い事務事業)

経常: 経常的事務事業(主に義務的、経常的に行われている事務事業)

<人件費含む決算額>

事務事業に要した概算の人件費を含めた決算額です。

<取組方針>

新: 新規事業

A: 拡充(予算や人員等を拡充し、事業を拡大)

B: 現状維持(事業内容や規模を前年度と同じレベルで実施)

C: 見直しのうえ継続(手法や予算を部分的に見直すが、目標成果は維持)

D: 縮小(予算含め、事業内容や規模を縮小)

E: 統合(今後、他の事業と統合)

F: 終了・休止・廃止

施策名： 8 スポーツ活動の振興

1. 施策の基礎情報			担当課	社会教育課				
総合計画上の位置付け	編	第4編 お互いを尊重し、豊かな文化あふれる風土づくり						
	章	第1章 世代を超えて参加できる生涯学習を推進する						
	節	第2節 スポーツ						
成果目的	スポーツ施設の充実や指導者、関係団体等の育成など、子どもから高齢者まで気軽に楽しめる生涯スポーツの振興に努める。							
施策の実施期間	平成 18 年度 ~ 平成 27 年度							
総合計画策定時の課題	スポーツ・レクリエーションに対する住民のニーズが高まるなかで、各種大会や教室を開催するが、人口減少と少子高齢化により参加人数が減少傾向にある。今後も住民がスポーツに参加できる機会の提供やスポーツ団体の育成、ニュースポーツの普及をより進めることができることが必要である。							
現在までの社会情勢 ・法制度の変化	昭和61年町民プール、平成4年総合体育館を建設。昭和63年9月町体育協会発足。							
主な事務事業の取組内容	体育協会補助事業、スポーツ指導者バンク設置事業、くみやまマラソン大会支援事業、町民運動会等体育大会事業、総合体育館・町民プール運営							
2. 施策の指標								
施策指標名(算定式)			単位	H 24 実績値	H 25 計画値	H 25 実績値	H 27 計画値	H 27 計画値
指導者バンク派遣事業参加者			人	708	700	701	800	800
町民運動会自治会参加数			数	25	30	23	30	30
くみやまマラソン申込者数			人	2,367	2,000	2,202	2,000	2,000
3. 施策の事務事業費								
平成 24 年度 決算額	42,418 (千円)							
平成 25 年度 決算額	43,421							
平成 26 年度 予算額	51,456							
4. 施策の評価								
成果目的の達成度	前年度(平成 26 年度)評価	B	A: 達成されている。 B: 概ね達成されている。 C: あまり達成されていない。 D: 達成されていない。 *: 指標が設定できなかったため一概に評価できない。					
	<観点>							
年間を通じて子どもから高齢者まで気軽に楽しめる事業を実施している。平成24年度から、「スポーツフェスティバル」を「スポーツに親しむ日」に変更し、参加者数が約130人と大幅に増、H25年度は約100人とやや減少したが、多くの参加を得ている。事業内容によっては参加人数のばらつきがあるものの、住民の交流・親睦が図られる場の提供ができていると考えられるため、成果目的をおおむね達成できている。								
事務事業の構成・内容の妥当性	前年度(平成 26 年度)評価	B	A: 妥当である。 B: 概ね妥当である。 C: 一部不十分であり見直しの必要がある。 D: 不十分であり見直しの必要がある。					
	<観点>							
生涯学習の中のスポーツ関係の事業をまとめており、事務事業の構成としては、妥当と考える。								
5. 施策の今後の方向性								
今後発生が予測される課題	<観点>							
	長寿社会となり、元気に暮らすためには日々の健康づくりが大切となる。そのためにも、ニュースポーツをはじめスポーツの振興・推進が重要となる。 また、「くみやまマラソン」は、府外からの参加者も多く好評を得ているが、その反面、受入体制や経済効果などの課題もあり、対策が必要である。							
施策の方向性	<観点>							
	誰もが気軽にスポーツ活動に参加できる環境づくりを進めるため、住民が主体となった地域スポーツの指導者やスポーツ団体の育成を図る。 また、地域と学校が連携した事業展開が必要で、大人と子どもの交流の場となるような地域スポーツの振興を図る必要がある。							

外部評価委員会評価結果		◆ 町が評価した上記「4. 施策の評価」の妥当性について評価します			
成果目的 の達成度	前年度評価『 B 』は、 (●) 妥当である () 妥当ではない ⇒ 前年度評価『 』が妥当である				
年間を通じて子どもから高齢者まで気軽に楽しめる生涯学習スポーツの振興に努めている。					
事務事業の 構成・内容 の妥当性	前年度評価『 B 』は、 (●) 妥当である () 妥当ではない ⇒ 前年度評価『 』が妥当である				
全ての事業において、構成としては妥当である。					
その他 意見等	町民プールの年間活用が出来るような検討をされたい。また、利用料について、軽減することは良いことではあるが、一方で経営感覚も必要である。近隣と比較しても安い利用料を見直し、利用者負担分で維持費を捻出するなどの検討も今後は必要ではないか。				

(参考)

施策を構成する事務事業の取組方針等						(千円)
事務事業名	区分1	区分2	事務事業の概要	平成 25 年度	平成 26 年度	
				決算額 (人件費含む決算額)	予算額	取組方針
① 社会体育活動支援事業	任意自治	経常	地域・生涯スポーツの振興を支援する。体育協会運営費補助。スポーツ推進委員会の運営	9,262 15,348	10,689	B 地域・生涯スポーツの振興を支援
② 総合体育馆運営事業	任意自治	経常	適正な施設の管理運営と生涯学習事業の実施。	27,973 28,417	34,826	B 生涯スポーツの機会の提供と計画的な改修等による施設の充実
③ 町民プール運営事業	任意自治	経常	適正な施設の管理運営と生涯学習事業の実施。	3,306 4,112	2,496	B 夏季のレクリエーションの機会の提供と計画的な改修等による施設の充実
④ くみやまマラソン大会支援事業	任意自治	経常	健康の保持増進を図るとともに、相互の交流を深め、より充実した大会とするため、実施委員会に補助する。	1,093 4,893	1,240	B 补助事業の継続とボランティアスタッフや協賛企業の開拓と安全対策
⑤ 町民運動会等体育大会事業	任意自治	経常	スポーツの振興と交流・親睦の機会を提供するため、各種スポーツ大会を実施する。 ・町民運動会	1,787 5,217	2,205	B 広報等による周知の徹底と体育協会等との連携強化
⑥			・スポーツレクリエーション祭 ・スポーツに親しむ日 ・小学生ドッジボール大会 ・出前教室			
⑦						
⑧						
⑨						
決算額・予算額 計				43,421 57,987	51,456	

(注) 「施策を構成する事務事業の取組方針等」の選択肢等について

<区分1>

法定受託：法定受託事務(法律・政令により市町村等が処理することされる事務)
義務的自治：義務的自治事務(法定受託事務以外の事務で、法令による定めがある事務)
任意自治：任意の自治事務(法令による定めが特になく、条例・要綱・規則等による事務)

<区分2>

政策：政策的事務事業(投資的事務事業、住民へのアピール度が高い事務事業)
経常：経常的事務事業(主に義務的、経常的に行われている事務事業)

<人件費含む決算額>

事務事業に要した概算の人件費を含めた決算額です。

<取組方針>

A: 新規事業
B: 拡充(予算や人員等を拡充し、事業を拡大)
C: 現状維持(事業内容や規模を前年度と同じレベルで実施)
D: 減少(予算含め、事業内容や規模を縮小)
E: 統合(今後、他事務事業と統合)
F: 終了・休止・廃止

施策名：9 歴史文化の継承と活用

1. 施策の基礎情報				担当課	社会教育課			
総合計画上の位置付け	編	第4編 お互いを尊重し、豊かな文化あふれる風土づくり						
	章	第1章 世代を超えて参加できる生涯学習を推進する						
	節	第3節 文化						
成果目的	歴史文化の保存・継承とその活用を図るとともに、芸術・文化にふれ合える機会の充実に努めるなど、文化の香り高いまちづくりを目指す。							
施策の実施期間	平成 18 年度 ~ 平成 27 年度							
総合計画策定時の課題	町文化財保護条例により文化財の指定を行ない地域文化財の保護に努める。そして、住民のふるさと意識やふるさとへの愛着を深めていただくための教室を開催するなど、すべての住民がさまざまな芸術文化にふれあえるような文化活動を支援する必要がある。							
現在までの社会情勢・法制度の変化	平成5年「久御山町文化財保護条例」策定。							
主な事務事業の取組内容	文化財保護事業・社会教育団体補助事業、郷土学習支援事業(ふるさと教室、ジュニアふるさと教室)							
2. 施策の指標								
施策指標名(算定式)			単位	H 24 実績値	H 25 計画値	H 25 実績値	H 26 計画値	H 27 計画値
町指定文化財			件	9	10	9	10	10
ふるさと教室参加者			人	98	120	91	120	120
ジュニアふるさと教室参加者			人	84	150	27	150	150
3. 施策の事務事業費 (千円)								
平成 24 年度 決算額	380							
平成 25 年度 決算額	1,944							
平成 26 年度 予算額	5,464							
4. 施策の評価								
成果目的の達成度	前年度(平成 25 年度)評価	B	A: 達成されている。 B: 概ね達成されている。 C: あまり達成されていない。 D: 達成されていない。 *: 指標が設定できなかったため一概に評価できない。					
	<観点>							
ふるさと教室やジュニアふるさと教室は生涯学習推進のひとつの事業として、郷土への関心とふるさとへの愛着を深めていただく事業で、多くの参加者を得ており成果目的はおおむね達成できている。 旧山田家住宅は、H25年8月に町へ寄贈、その保存と活用方法が課題となってくる。								
事務事業の構成・内容の妥当性	前年度(平成 25 年度)評価	B	A: 妥当である。 B: 概ね妥当である。 C: 一部不十分であり見直しの必要がある。 D: 不十分であり見直しの必要がある。					
	<観点>							
構成する事務事業は、文化財保護、芸術・文化にふれ合える機会の提供、ふるさとへの関心と愛着が持てる事業の開催等を実施しており、おおむね妥当な構成と考えている。								
5. 施策の今後の方向性								
今後発生が予測される課題	<観点>							
	有形・無形文化財等の発掘と適正保存の指導。 東一口旧山田家住宅の町へ寄贈に伴い、保存修理とその活用方法、多額の財政負担等についてどうするかは、町の文化財保護行政上の大変な課題の一つになっている。							
施策の方向性	<観点>							
	地域固有の歴史文化を守り育てていくため、それら資源を保存活用するとともに継承するための補修、修理に対する補助金制度の周知が必要である。また、歴史文化の研究活動等を支援することが重要である。 東一口旧山田家住宅については、運営方法等も視野に入れた方策を文化財保護関係者等と協議・検討する必要がある。							

外部評価委員会評価結果

◆ 町が評価した上記「4. 施策の評価」の妥当性について評価します

成果目的 の達成度	前年度評価『 B 』は、 (●) 妥当である () 妥当ではない ⇒ 前年度評価『 』が妥当である
	郷土への関心と愛着を深めるふるさと教室やジュニアふるさと教室の事業は好評である。
事務事業の 構成・内容 の妥当性	前年度評価『 B 』は、 (●) 妥当である () 妥当ではない ⇒ 前年度評価『 』が妥当である
その他 意見等	構成する事務事業は、文化財保護、芸術・文化にふれあえる機会の提供、ふるさとへの関心と愛着が持てる事業として構成しており、概ね妥当である。

(参考)

施策を構成する事務事業の取組方針等

(千円)

事務事業名	区分1	区分2	事務事業の概要	平成 25 年度		平成 26 年度	
				決算額 (人件費含む決算額)	予算額	取組方針	
① 文化財保護事業	義務自治	経常	文化財の調査・保護及び活用を行なうことにより、愛護思想の啓発を進める。	301 3,261	256	B	文化財の調査・保護及び活用。
② 歴史文化推進事業	任意自治	経常	文化財等の保存活動の社会教育団体の組織運営に対し、経費の一部を補助する。また、住民のふるさと意識やふるさとへの愛着を深めてための教室等を開催。 ・ふるさと教室 ・ジュニアふるさと教室 ・郷土史会等補助金	116 1,400	175	B	郷土史会運営補助継続と教室等の開催
③ 山田家住宅長屋門等保存・活用事業	任意自治	政策	江戸時代後期の建築物で、平成22年4月28日、国登録有形文化財に登録された山田家住宅長屋門等は、本町の歴史を物語る貴重な歴史的文化遺産であることから保存と活用に努め次代へ継承する。	1,527 2,267	5,033	A	長屋門および長堀は傷みが激しく老朽化が進み屋根瓦の落下などの恐れがあることから、長屋門・長堀の安全対策を第一に調査設計を行いその後、計画的に修復していく。
決算額・予算額 計				1,944 6,928	5,464		

(注) 「施策を構成する事務事業の取組方針等」の選択肢等について

<区分1>

法定受託: 法定受託事務(法律・政令により市町村等が処理することとされる事務)

義務自治: 義務的自治事務(法定受託事務以外の事務で、法令による定めがある事務)

任意自治: 任意の自治事務(法令による定めが特になく、条例・要綱・規則等による事務)

<区分2>

政策: 政策的事務事業(投資的事務事業、住民へのアピール度が高い事務事業)

経常: 経常的事務事業(主に義務的、経常的に行われている事務事業)

<人件費含む決算額>

事務事業に要した概算の人件費を含めた決算額です。

<取組方針>

新: 新規事業

A: 扩充(予算や人員等を拡充し、事業を拡大)

B: 現状維持(事業内容や規模を前年度と同じレベルで実施)

C: 見直しのうえ継続(手法や予算を部分的に見直すが、目標成果は維持)

D: 縮小(予算含め、事業内容や規模を縮小)

E: 統合(今後、他事務事業と統合)

F: 終了・休止・廢止

施策名： 10 人権・平和教育の推進

1. 施策の基礎情報				担当課	社会教育課	
総合計画上の位置付け	編	第4編 お互いを尊重し、豊かな文化あふれる風土づくり				
	章	第2章 すべての人権が尊重されるまちをつくる				
	節	第1節 人権・平和				
成果目的	人権啓発活動や相談体制の充実、平和理念の啓発や平和教育、人権教育の推進など住民一人ひとりの問題として、人権と平和を尊重する社会を構築する。					
施策の実施期間	平成 18 年度 ~ 平成 27 年度					
総合計画策定時の課題	人権啓発活動や相談体制の充実、平和理念の啓発や平和教育、人権教育の推進など住民一人ひとりの問題として、人権と平和を尊重する社会を構築する。					
現在までの社会情勢・法制度の変化	平成元年「平和都市宣言」及び「人権教育のための国連10年久御山町行動計画」を策定。					
主な事務事業の取組内容	人権啓発研修会、人権・平和学習ライブラリー事業、平和学習(広島派遣)事業、平和ポスター募集事業					
2. 施策の指標						
施策指標名(算定式)	単位	H 24 実績値	H 25 計画値	H 25 実績値	H 26 計画値	H 27 計画値
平和学習事業参加者	人	29	40	29	40	40
平和ポスター応募件数	点	152	160	152	150	150
人権啓発研修会開催回数	回	1	2	1	2	2
3. 施策の事務事業費						
平成 24 年度 決算額	(千円)					
平成 25 年度 決算額	729					
平成 26 年度 予算額	695					
平成 26 年度 予算額	901					
4. 施策の評価						
成果目的の達成度	前年度(平成 25 年度)評価	B	A: 達成されている。 B: 概ね達成されている。 C: あまり達成されていない。 D: 達成されていない。 *: 指標が設定できなかったため一概に評価できない。			
	<観点>					
<p>児童・生徒を被爆地広島へ派遣する「平和学習事業」を実施することで平和教育を推進することができた。この学習の成果を終戦記念日に発表し、平和への願いが自分の意見としてしっかりと述べられており、この派遣事業がもたらす効果が非常に大きいものであると考える。</p> <p>「人権啓発研修会」を前面に出し事業を企画しても、自発的な参加者が見込まれにくく、地道に催しを続けることや啓発ビデオの貸し出しをおこなうことが大切と思われる。住民意識を高めるには時間が必要である。</p>						
事務事業の構成・内容の妥当性	前年度(平成 25 年度)評価	B	A: 妥当である。 B: 概ね妥当である。 C: 一部不十分であり見直しの必要がある。 D: 不十分であり見直しの必要がある。			
	<観点>					
<p>事務事業の構成として、平和理念の啓発や平和教育の推進事業である「小中学生の広島派遣」と人権教育推進事業で構成されており、妥当と考える。</p>						
5. 施策の今後の方向性						
今後発生が予測される課題	<観点>					
	<p>平成18年に策定された「久御山町人権教育・啓発推進計画」に基づく事業の推進や推進方法の検討が必要である。</p>					
施策の方向性	<観点>					
	<p>人権問題の解決に向け、同和問題をはじめとした各種人権問題の正しい理解と認識を深めるための学習機会を拡充し、人権意識の高揚を図る。また、人権教育を効果的に推進するため学校及び関係機関と連携した総合的な取り組みの促進に努める。</p>					

外部評価委員会評価結果

◆ 町が評価した上記「4. 施策の評価」の妥当性について評価します

成果目的 の達成度	前年度評価『 B 』は、(●) 妥当である () 妥当ではない ⇒ 前年度評価『 』が妥当である
	広島派遣や平和啓発ポスターの作成等を通じて平和教育の推進が図れた。
事務事業の構成・内容 の妥当性	前年度評価『 B 』は、(●) 妥当である () 妥当ではない ⇒ 前年度評価『 』が妥当である 事務事業の構成・内容については、児童生徒向けの事業や住民全体を対象とした人権研修などを実施されており、概ね妥当である。
その他 意見等	子どもには大きな問題について、具体的に取り上げて興味を持たせる教育が必要である。

(参考)

施策を構成する事務事業の取組方針等

(千円)

事務事業名	区分1	区分2	事務事業の概要	平成 25 年度	平成 26 年度		
				決算額 (人件費含む決算額)	予算額	取組方針	
① 人権教育推進事業	任意自治	経常	人権問題等の差別意識の払拭、人権意識の高揚を目指し、研修会の開催や人権ビデオを図書館に置き、啓発を図る。 ・人権啓発研修会 ・人権学習ライブラリー事業	0 370	0	B	・人権啓発研修会 ・人権学習ライブラリー事業
② 平和学習推進事業	任意自治	政策	「平和都市宣言」の理念を尊重し、小・中学生を被爆地広島へ派遣する。また、平和ビデオを図書館に置き、啓発を図る。 ・広島派遣事業 ・平和ポスター募集事業 ・平和学習ライブラリー事業	695 2,085	901	B	・広島派遣事業 ・平和ポスター募集事業 ・平和学習ライブラリー事業
③							
④							
⑤							
⑥							
⑦							
決算額・予算額 計				695 2,455	901		

(注) 「施策を構成する事務事業の取組方針等」の選択肢等について

<区分1>

法定受託：法定受託事務（法律、政令により市町村等が処理することとされる事務）

義務自治：義務的自治事務（法定受託事務以外の事務で、法令による定めがある事務）

任意自治：任意の自治事務（法令による定めが特になく、条例・要綱・規則等による事務）

<区分2>

政策：政策的事務事業（投資的事務事業、住民へのアピール度が高い事務事業）

経常：経常的事務事業（主に義務的、経常的に行われている事務事業）

<人件費含む決算額>

事務事業に要した概算の人件費を含めた決算額です。

<取組方針>

A: 新規事業

B: 現状維持（事業内容や規模を前年度と同じレベルで実施）

C: 見直しのうえ継続（手法や手数を部分的に見直すが、目標成果は維持）

D: 縮小（予算含め、事業内容や規模を縮小）

E: 統合（今後、他事務事業と統合）

F: 終了・休止・廃止

施策名： 11 子育て支援の充実

1. 施策の基礎情報				担当課	学校教育課・社会教育課		
総合計画上の位置付け	編	第5編 結び合いが支える福祉と健康づくり					
	章	第2章 安心して子どもを生み育てることができるまちをつくる					
	節	第1節 子育て支援					
成果目的	未来を担う子どもたちが心身ともに健康に育ち、保護者が安心して働く環境や、喜びを感じ、期待を持って楽しく子育てできるまちを目指す。						
施策の実施期間	平成 18 年度 ~ 平成 27 年度						
総合計画策定時の課題	都市化、核家族化、少子化、情報化の進行といった社会状況の変化は、子どもを取り巻く直接的な環境である家庭や親の意識、地域社会にも影響を及ぼし、子育てを他者に依存しようしたり、育児に不安を抱くなど、親や家庭の教育力の低下や近隣の連帯感が薄れ、地域の教育力も低下している。						
現在までの社会情勢・法制度の変化	上記のような状況の中、国においては「エンゼルプラン」・「新エンゼルプラン」に加え、「少子化対策プラスワン」の策定など子育てを社会・地域全体で支援していく仕組みづくりを進めるとともに、少子化対策として、「次世代育成支援推進法」の制定や「児童福祉法」の改正が行われている。						
主な事務事業の取組内容	働きながら子育てができるような支援の充実に努めるとともに、みんなで子育てを支える環境を整える。具体的には、就労形態に見合った保育サービス(預かり保育、一時保育や仲よし学級など)の運営を行うとともに、小中学校における費用の補助や生活支援が必要な者に対し学用品費などの助成を行い、保護者負担の軽減を図っている。						
2. 施策の指標							
施策指標名(算定式)			単位	H 24 実績値	H 25 計画値	H 26 実績値	H 27 計画値
預かり保育(幼稚園)利用者数	人	2,561	2,000	2,687	2,000	2,111	
一時保育(保育所)利用者数	人	34	30	47	30	38	
仲よし学級(小学校)通級者数	人	149	254	179	254	254	
3. 施策の事務事業費 (千円)							
平成 24 年度 決算額	82,318						
平成 25 年度 決算額	77,249						
平成 26 年度 予算額	88,031						
4. 施策の評価							
成果目的の達成度	前年度(平成 25 年度)評価	B	A:達成されている。 B:概ね達成されている。 C:あまり達成されていない。 D:達成されていない。 *:指標が設定できなかったため一概に評価できない。				
	<観点>						
就労形態に見合った保育サービスの提供や多様な保育ニーズへの対応、また、放課後児童の居場所の確保などに取り組んでいる。とりわけ近隣市などで保育所に入所できない待機児童が発生する中、本町においては施設の収容量や人員体制などを工夫し全員入所を行いニーズに応えているところである。							
事務事業の構成・内容の妥当性	前年度(平成 25 年度)評価	B	A:妥当である。 B:概ね妥当である。 C:一部不十分であり見直しの必要がある。 D:不十分であり見直しの必要がある。				
	<観点>						
主な事業については、支援体制の充実などにより、保護者から一定理解を得ている。							
5. 施策の今後の方向性							
今後発生が予測される課題	<観点>						
	少子化や就労形態の多様化など社会情勢の変化により保育ニーズが多様化している。また、就学援助を受ける準要保護世帯が増加傾向にあり、さらに増えることも懸念されることから、総合的な支援体制が必要となってくる。留守家庭児童育成事業については、平成27年度から対象が小学6年生までとなり、それに伴い運営方法や負担金の見直しが必要となる。						
施策の方向性	<観点>						
	引き続き、働きながら子育てができるような支援の充実に努めるとともに、後期の次世代育成行動計画策定に伴うニーズ調査結果などを十分検討し、より良い施策を講じて、住民全体で子育てを支える環境を整えていく。一方、本町財政状況を勘案し、他市町には類を見ない保護者の負担軽減事業など補助金について、見直しを検討していく。また、留守家庭児童育成事業の負担金の見直しも必要である。						

外部評価委員会評価結果

◆ 町が評価した上記「4. 施策の評価」の妥当性について評価します

成果目的 の達成度	前年度評価『 B 』は、(●) 妥当である (○) 妥当ではない ⇒ 前年度評価『 』が妥当である
	保護者が安心して働けるよう就労形態に見合った保育サービスの提供や保育ニーズへの対応、放課後児童の居場所の確保などに取り組み、とりわけ待機児童を出すことなく保育所入所を行っているなど成果目的の達成度は高い。
事務事業の 構成・内容 の妥当性	前年度評価『 B 』は、(●) 妥当である (○) 妥当ではない ⇒ 前年度評価『 』が妥当である
	保護者のニーズに応じた保育サービスの提供や保護者負担軽減策など、きめ細かい子育て支援事業が行われております、保護者にとって好評な事業であることから構成・内容は現在のところ妥当である。
その他 意見等	保護者に補助金の意味・趣旨を理解いただくため、PRを図られたい。また、地域医療の充実が見込まれる中、病児保育の実施に向けて一層の働きかけを求める。

(参考)

施策を構成する事務事業の取組方針等

(千円)

事務事業名	区分1	区分2	事務事業の概要	平成 25 年度		平成 26 年度	
				決算額 (人件費含む決算額)	予算額	取組方針	
① 学校就学援助事業	義務自治	経常	生活保護基準の1.3倍未満の世帯に対し、学用品費・校外活動費・学校給食費等の援助を行う。	21,558 22,746	24,953	B	国庫補助金及び町の要綱により実施している事業であり、取り組む方針に変更はない。
② 学校保護者負担軽減事業	任意自治	政策	小・中学校の学校教育における費用(学級費・修学旅行費・校外活動費・スポーツ振興センター負担金等)を学校を通じて補助する。	20,143 22,273	22,449	B	26年度の取組方針に変更はないが、今後、補助金額及び補助方法の見直しを検討する。
③ 留守家庭児童育成事業	義務自治	経常	町立小学校に在籍する児童で、放課後、家庭で保育に欠ける児童を対象に併よし学級を開設する。	34,903 39,113	39,436	C	指導員体制の見直し、負担金の見直しを検討する。
④ 幼保保護者負担軽減事業	任意自治	経常	町立保育所・幼稚園に通う児童の共済掛金の全額補助。幼稚園5歳児の給食費に月額360円(年額3,960円(8月なし))の補助を行う。	398 768	414	B	共済掛金の補助、給食費補助は、現状のまま継続する。
⑤ 幼稚園就園援助事業	任意自治	経常	幼稚園在籍児の生活保護世帯に保育料の全額を、住民税が非課税の世帯に保育料の一部を減免する。	17 17	19	B	26年度は現状のまま継続実施するが、子ども子育て新制度の施行に伴い見直しを検討する。
⑥ 病後児保育事業	任意自治	経常	保育所に通所中の児童が病気の回復期で集団保育が困難な時、一時的にその児童を預かる事業をきづ川病院において実施する。	124 269	392	B	今後の利用動向を見守るとともに、事業の啓発に努める。
⑦ 家庭教育推進事業	任意自治	政策	就学前の子ども、小中学校入学前の子を持つ親を対象に、子育てを中心とした家庭と子どものあり方にについて学ぶ。	106 814	368	B	他事業とのコラボ等の検討
⑧							
⑨							
決算額・予算額 計				77,249 86,000	88,031		

(注)「施策を構成する事務事業の取組方針等」の選択肢等について

<区分1>

法定受託事務(法律・政令により市町村等が処理することとされる事務)

義務自治: 義務的自治事務(法定受託事務以外の事務で、法令による定めがある事務)

任意自治: 任意の自治事務(法令による定めが特になく、条例・要綱・規則等による事務)

<区分2>

政策: 政策的事務事業(投資的事務事業、住民へのアピール度が高い事務事業)

経常: 経常的事務事業(主に義務的、経常的に行われている事務事業)

<人件費含む決算額>

事務事業に要した概算の人件費を含めた決算額です。

<取組方針>

新: 新規事業

A: 基本(予算や人員等を拡充し、事業を拡大)

B: 現状維持(事業内容や規模を前年度と同じレベルで実施)

C: 見直しのうえ維持(手法や予算を部分的に見直すが、目標成果は維持)

D: 縮小(予算含め、事業内容や規模を縮小)

E: 終了(今後、他事務事業と統合)

F: 終了・休止・廃止

6 学識経験者の知見の活用（外部評価）

(1) 点検及び評価を行うにあたって、平成 26 年 11 月 27 日、12 月 2 日及び 4 日に行政評価委員会を開催し、以下の学識経験者の指導及び助言を受けました。

同志社大学 法学部名誉教授

西 田 肇

元久御山町教育委員会 委員

西 村 裕

京都中小企業家同友会幹事 株式会社兵藤製作所代表取締役

兵 藤 高 秀

(2) 次年度以降に改善すべき課題として、以下の指導及び助言をいただきました。

今回、久御山町教育委員会が作成した教育に関する施策の点検及び評価報告書について、第三者の立場から検討を加えたところ、平成 25 年度に実施された事業の内容やその取り組みの状況について、学校教育の分野では、幼・保・小・中一貫的教育や幼保一体的運営、子育て支援施策としての保護者負担の軽減など、社会教育の分野では、町民運動会や文化祭の開催など、町独自の施策の取り組みを積極的に実施していると評価します。

今後、より一層の充実した教育施策の推進のため、次年度以降の取り組みについて、以下のとおり助言いたします。

学校教育については、「久御山学園」が取り組む幼・保・小・中一貫的教育や児童生徒の個に応じた丁寧な指導など、広範囲な教育の視点を取り入れた施策に取り組まれています。

また、学校運営協議会事業や安心・安全な学校づくりなど、学校・家庭・地域が一体となって子どもたちを育てるという、地域総がかりの学校づくりを推進されています。今後も知・徳・体を含めた能力向上に向けて、家庭における豊かな人間性を育む心の教育や基本的生活習慣の確立など、家庭や社会教育と連携した事業を進めることが重要です。

社会教育については、第 2 次生涯学習計画のテーマである「生涯学習で人がつながる温かいまち くみやまタウンキャンパスの深化を目指して」に基づき、社会教育行政を推進することが重要です。

今後においても誰もが利用しやすい施設の環境整備はもとより、多彩なプログラムの整備や活動支援、文化・スポーツの振興に取り組む必要があります。

特に、これら社会教育事業に対しては、今後は経営感覚を取り入れることも必要と考えます。適切な利用料や参加負担金を求めることにより、参加者意識の向上が期待できるなど、施設改修に必要な経費の一部に充当する方策の検討を求め

ます。

また、自然や歴史等地域の優れた文化の理解や継承・発展のための取り組みなど地域への関心を高めるための情報発信やP Rは重要です。

行政手法については、住民に対する説明責任が重要であり、なお、様々な角度から検証を重ね、施策の点検・評価を行い、事業目的の達成に向けた一層の取り組みを推進する必要があります。

しかしながら、今日の経済不況などにより町税の減収や国庫補助金の削減など、財源の確保が非常に厳しい状況にあります。こういった状況に鑑みて、住民ニーズが反映される住民福祉の向上や住民の視点に立った事業の観点で厳正な点検・評価を行い、必要性や将来を見据えた事業の効果を十分に考慮し、次年度の学校教育・社会教育に活かしていくことにより、質の高い教育の充実・発展に努めていただきたいと思います。